

年金額回復の具体的事例

○ 平成22年5月17日から21日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	82歳	女	866,000円	837,100円	1,703,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に157月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が回答票に「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約2,470万円
2	75歳	男	706,500円	392,600円	1,099,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に160月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が回答票に「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,660万円
3	80歳	女	634,000円	1,429,000円	2,063,000円	回復前の厚生年金加入期間313月に134月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致(勤務期間が多少相違)する厚生年金の記録が判明し、勤務期間の相違についてご本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,810万円
4	80歳	男	616,000円	1,959,800円	2,575,800円	回復前の厚生年金加入期間352月に船員保険加入期間109月(厚生年金換算145月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の船舶保有者名と乗船期間から船員保険記録を調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の旧台帳の記録が判明し、記録を統合した。	約1,450万円
5	85歳	男	577,200円	1,150,900円	1,728,100円	回復前の厚生年金加入期間250月に87月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名の漢字が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、氏名の漢字の一部相違についてご本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,440万円
6	79歳	女	564,300円	996,300円	1,560,600円	回復前の厚生年金加入期間219月に162月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,610万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	83歳	女	514,500円	670,600円	1,185,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に114月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,470万円
8	79歳	男	511,400円	1,166,000円	1,677,400円	回復前の厚生年金加入期間123月に111月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。	約1,200万円
9	79歳	男	511,300円	2,640,900円	3,152,200円	回復前の厚生年金加入期間350月に83月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により旧台帳等を調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,200万円
10	74歳	男	493,300円	919,400円	1,412,700円	回復前の厚生年金加入期間45月に船員保険加入期間99月(厚生年金換算132月)を追加。	○「受給者便」と「船員手帳」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の船名、船舶所有者及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名の読み仮名が相違)する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,160万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 1、2、3、5)
ねんきん特別便(全員便)	5件 (事例 4、6、7、8、9)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	1件 (事例 10)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件 (事例 1、2)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)